

墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第31号

墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例（昭和54年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区私立幼稚園及び私立保育所施設整備資金貸付条例

第1条中「第4条」を「第4条第1項」に、「受け、墨田区内に設置されている」を「受けて区内に設置された」に改め、「幼稚園」という。）の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて区内に設置された私立保育所（以下「保育所」という。）」を、「幼稚園」の次に「及び保育所」を、「充実」の次に「及び児童福祉の向上」を加える。

第2条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付」を「貸付け」に、「の施設」を「又は保育所の施設（以下「施設」という。）」に改め、「当該幼稚園」の次に「又は保育所」を加え、「備える」を「備えている」に改め、同条第1号中「ある」の次に「と認められる」を加え、同条に次の1号を加える。

現に当該施設についてこの条例による資金の貸付けを受けていないこと。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、現に資金の貸付けを受けている者であっても、資金の貸付限度額から未償還額を減じて得た額を超えない範囲内で、新たに資金の貸付けを受けることができる。

第3条中「幼稚園」を「施設」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に、「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

第5条及び第6条（見出しを含む。）中「貸付」を「貸付け」に改める。

第7条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「申請者の借受資格を審査のうえ」を「その内容を審査の上」に、「貸付の」を「貸付けの」に改める。

第8条中「借受理由」を「貸付けを受ける理由」に改め、「施設の」を削り、「ついては、その」を「あってはその」に、「工事」を「施設の修築工事（以下「工事」という。）」に、「ついては、速やかに」を「あっては速やかに」に改める。

第9条第1項中「すえ置き期間」を「据置期間」に、「均等年賦償還」を「均等月賦償還」に改め、同条第3項中「すえ置き期間は、貸し付けた日の」を「据置期間は、修築に係る資金にあっては工事が完了した日の、備品の購入に係る資金にあっては貸付けを受けた日のそれぞれ」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「貸付」を「貸付け」に、「の一」を「（第4号にあっては、修築の場合に限る。）のいずれか」に改め、同条第1号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第3号中「を廃園」を「又は保育所を廃止」に改め、同条第4号中「理由」を「理由が」に改める。

別表に次のように加える。

30,000,000円を超え50,000,000円以内	据置期間経過後25年以内
-----------------------------	--------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（墨田区私立保育所修築資金貸付条例の廃止）

2 墨田区私立保育所修築資金貸付条例（昭和54年墨田区条例第8号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の墨田区私立保育所修築資金貸付条例第7条の規定により貸付けの決定を受けた貸付金は、この条例による改正後の墨田区私立幼稚園及び私立保育所施設整備資金貸付条例（以下「新条例」という。）第7条の規定により貸付けの決定を受けた貸付金とみなす。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸付けの決定をした私立幼稚園に係る貸付金の償還方法については、なお従前の例による。ただし、施行日以後最初に到来する償還期限の前に申出があったときは、新条例第9条第1項の規定による償還方法に変更することができる。